

安全保障関連法案の衆議院強行採決に抗議し、同法案に反対する会長声明

本年7月16日、衆議院本会議において、安全保障関連法案の採決が強行採決され、可決された。

安全保障関連法案は、これまで憲法上許されないとされてきた集団的自衛権の行使を容認し、また、後方支援の名目で自衛隊が他国の軍隊への弾薬・燃料の補給等を世界中で可能とするもので、憲法9条に明確に違反する。

さらに同法案は、憲法改正手続を経ずに憲法9条を改正するのと同様の結果を得ようとするもので、立憲主義、国民主権原理を否定するものである。

この間国会での審議を重ねれば重ねる程、同法案の違憲性、危険性はいよいよ明らかとなってきた。多くの憲法学者・研究者や、裁判官経験者、歴代の内閣法制局長官らが同法案を憲法違反と断じ、日弁連をはじめ当会を含む全国の弁護士会も憲法違反を理由に同法案の廃案を求めてきた。全国の地方議会から続々と反対・慎重意見が提出され、国会内外の国民の反対運動は日増しに広がっている。マスコミの世論調査によれば、国民の約6割が同法案に反対を表明し、約8割が説明不足だとしている。

こうした国民の声を無視し、衆議院本会議において同法案の採決を強行したことは、憲法と主権者たる国民の意思を無視する暴挙と言わざるを得ない。

当会は、本年5月3日、会長談話「戦後70年を迎える憲法記念日にあたって-憲法違反の集団的自衛権行使を具体化する法整備に反対する-」を発表したが、改めて、今般の強行採決に対し強く抗議し、同法案を可決成立させないように全力を挙げて取り組む。

以上

2015年7月22日

宮崎県弁護士会 会長 町元真

